

授業科目(ナンバリング)	スクール(学校)ソーシャルワーク実習(DB424)	担当教員	梅野 潤子				
展開方法	実習	単位数	2 単位	開講年次・時期			
授業のねらい				選択 アクティブ・ラーニングの類型			
<p>この授業の目的は、5月～8月のうち10日間、佐世保市青少年教育センターを基盤とした実習を通して、スクールソーシャルワーカーとして必要な価値・知識・技術を身に付けることにある。具体的には、スクールソーシャルワーカーの使命や職業倫理について学び、ソーシャルワークに必要な資質・能力・技術を習得し、多職種協働実践についての理解を深め、それらを体系立てる能力を養成する。さらに、子どもと家族、一人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、ディプロマポリシーにあるホスピタリティの精神に基づき多様な立場の人々と相互理解を図る能力や、支援ニーズのある子どもや家族を支援し、課題に対応する能力、様々な問題解決のための思考力・判断力の向上を目指す。</p> <p>※この授業は、スクール(学校)ソーシャル教育課程におけるスクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群の1つである【スクール(学校)教育課程の学生のみ受講可能】。</p>				⑦⑪⑫			
ホスピタリティを構成する能力	学生の授業における到達目標		評価手段・方法	評価比率			
専門力	子どもと家族の支援におけるスクールソーシャルワーカーの介入について、その意義や目的、方法を説明することができる。		実習先の評価	15%			
情報収集、分析力	子どもと家族の支援ニーズをアセスメントする際に情報を集め、アセスメントツールを用いて分析することができる。		実習先の評価	15%			
コミュニケーション力	子どもと家族、および教職員・関係者等と、基本的な人間関係を構築することができる。		実習先の評価	15%			
協働・課題解決力	子どもと家族、校内や関係機関含めた多職種による協働実践について説明することができる。		実習先の評価	40%			
多様性理解力	子どもと家族の多様な生活課題について、説明することができる。		実習先の評価	15%			
出席		受験要件					
合計		100%					
評価基準及び評価手段・方法の補足説明							
長崎国際大学「スクール(学校)ソーシャルワーク実習 評価表」に則り、実習先の機関が評価を行い、原則的にはそれに基づいて担当教員が評価を行う。日々の活動や実習ノートを通して、適宜、実習に対するフィードバックとしてスーパービジョンが行われる。							
授業の概要							
<p>佐世保市教育委員会(青少年教育センター)での実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の指導者による指導を受ける。指導は、佐世保市教育委員会のスクールソーシャルワーカーによるものであるため、本科目は、実習・インターンシップ等の実践的な科目に位置づく。なお、実習は10日間(1日8時間)で実施する。</p> <p>ア. 子ども、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成</p> <p>ウ. 子ども・家族、学校、教育委員会などとの援助関係の形成</p> <p>エ. 子ども・家族の権利擁護、学校、教育委員会などを含めた支援(エンパワーメント含む)とその評価</p> <p>オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際</p> <p>カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際</p> <p>キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際</p> <p>ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。</p>							
この授業の標準的な1コマあたりの授業外学修時間は、45分です。							
教科書・参考書							
教科書：山野則子・野田正人・半羽利美佳編(2016)『よくわかるスクールソーシャルワーク第2版』ミネルヴァ書房							
参考書：日本学校ソーシャルワーク学会編集(2008)『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規							
指定図書：山野則子・野田正人・半羽利美佳編(2016)『よくわかるスクールソーシャルワーク第2版』ミネルヴァ書房							

授業外における学修及び学生に期待すること

- ・報告・連絡・相談は、迅速かつ正確に行うこと。実習生の行動は、子どもたちや実習指導者を含め、関係者の方々に影響することを十分認識した上で、不明な点や困ったことなどは実習指導者・担当教員に確認・相談をし指示を仰ぐこと。
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク実習は10日間である。この期間で、一つでも多くを学ぶには、実習生個々人の態度と取組みが大きく影響する。事前学習、事後学習を十分に行なうことが望まれ、各自の研鑽に期待する。
- ・学校現場は子どもたちの生活支援を実践する上で、スクールソーシャルワーカーを必要としている。学校現場は多忙を極めているが、実習生の一人でも多くがスクールソーシャルワーカーとして育つことを望んでいるため、実習の受け入れをしている。その中で実習生は、支援を利用している子どもたちやその家族の極めてプライベートな生活状況や支援状況について知り、学習する機会をいただく。このような実習生としての立場を踏まえ、積極的に実習に取り組む責任が受講生にはある。スクールソーシャルワークの仕事を将来の職業選択の一つとして捉え、常に自分事として実習に取り組む責任感と主体性を求める。
- ・受講者は社会福祉士の相談援助実習を修了しており、相談援助実習で自身の課題となった事柄について、真摯に向き合った上で、スクール（学校）ソーシャルワーク実習に臨むことを期待する。